

宇多津町移住・観光動画等PR事業
公募型プロポーザル実施要領

平成29年11月
宇多津町

平成 29 年 11 月 1 日

各 位

宇多津町まちづくり課

宇多津町移住・観光動画等 PR 事業委託業務プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

宇多津町移住・観光動画等 PR 事業

(2) 業務の目的

宇多津町役場のホームページ上に公開している画像・映像等を効果的に発信、有効に活用することにより、香川県内外から宇多津町への移住促進、および観光推進を目指すものである。

(3) 業務内容

別添「宇多津町移住・観光動画等 PR 事業 公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 業務期間

委託契約締結日から平成30年3月30日まで

(5) 委託費の上限額

1, 999 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. プロポーザルへの参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 宇多津町から「宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていないこと。（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 宇多津町の町税の納税義務を有する者にあつては、町税の未納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用していない

こと。

(7) 宇多津町で行う打ち合わせ等に出席できること。

3. 企画提案書の作成

「宇多津町移住・観光動画等PR事業 公募型プロポーザル 企画提案書 作成要領」
に従い、作成してください。

4. プロポーザル手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
公募要領等の公表・配布	平成 29 年 11 月 1 日(水)
プロポーザル参加申込受付	平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 10 日(金)
公募要領等にかかる質問受付	平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 10 日(金)
企画提案書受付	平成 29 年 11 月 16 日(木)～平成 29 年 11 月 22 日(水) 正午
プレゼンテーション審査委員会	平成 29 年 11 月 28 日(火)
審査結果の通知・公表	平成 29 年 12 月 1 日(金)

(2) 公募要領等の公表・配布

① 公表期間：平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 10 日(金)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日祝日を除く)

② 配布場所：宇多津町まちづくり課
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地
※公募要領等は、宇多津町ホームページ内に掲示。

(3) 参加申込受付

① 受付期間：平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 10 日(金)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日祝日を除く)

② 提出方法
参加希望者は、参加申込書(様式 1)を、まちづくり課まで持参又は郵送により
提出(期間内に必着)すること。

(4) 公募要領等にかかる質問受付

① 受付期間：平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 10 日(金) 午後 5 時 15
分まで

② 提出方法：質問は質問書(様式 2)により、e-mail または FAX により提出する
こと。

※提出後は、下記の提出先に確認の電話をすること。

③ 提出先：宇多津町まちづくり課

TEL 0877-49-8009 FAX 0877-49-0515

e-mail machi@town.utazu.kagawa.jp

④ 回答方法

質問に対する回答は、平成29年11月14日（火）までに、e-mailもしくはFAXです。

(5) 企画提案書受付

① 受付期間：平成29年11月16日（木）～平成29年11月22日（水）正午まで

② 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

イ 見積書（様式任意）

③ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）

④ 提出方法

まちづくり課まで持参又は郵送により提出すること。持参による受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）とする。

⑤ その他

町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

プレゼンテーション審査委員会では、提出された企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施する。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 公募要領に反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

- ④ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- ⑤ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出はできない。（軽微なものを除く。）
- ⑥ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑦ 費用負担
企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- ⑧ その他
- ア 提出された企画提案書等は、宇多津町情報公開条例（平成12年条例第19号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プレゼンテーション審査委員会開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、辞退届（様式自由）をまちづくり課に持参又は郵送により申し出ること。
- (7) 見積書作成にあたっての注意事項
- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の積算額とする。ただし、プレゼンテーションの実施に係る費用については、対象外とする。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載することとする。
- ② 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料）、事務費（消耗品等）は必要に応じて計上することとする。
- ③ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の設置に係る経費については、町の委託費には含まない。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上することとする。）
- ④ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定することとする。
- (8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項
- 宇多津町まちづくり課
〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地
TEL 0877-49-8009
FAX 0877-49-0515
e-mail machi@town.utazu.kagawa.jp

(留意事項)

上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

5. 審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「宇多津町移住・観光動画等PR事業審査委員会」が行うこととする。

なお、最優秀提案者の選定に当たっては、審査項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査委員会委員が審査・採点し審議のうえ選定する。

(2) 審査

① 開催日・場所

日時：平成29年11月28日（火）

場所：宇多津町役場 保健センター2階会議室（予定）

※参加者が決定次第、時間を個別にお知らせします。

② 企画提案の所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション15分以内

審査委員会委員からの質疑15分程度

③ 注意事項

ア プレゼンテーションへの出席は3名までとする。

イ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

エ プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書提出時に申し出るとともに、スライドを印刷した資料を、プレゼンテーション当日までに6部提出すること。また、プロジェクター及びスクリーンは用意しますが、パソコンなどその他必要な機器は、参加者で用意すること。

④ 評価項目及び審査基準

別表のとおり

⑤ 最優秀提案者の選定

・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、審査委員会委員が審査・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。

- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合には、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。

上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

- ・提案者が1参加者のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価項目に定める基準点(60点)を満たすときは、当該応募者を最終提案者とする。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施する。

⑥ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに参加者に文書にて通知することとする。

6. 契約についての留意事項

(1) 契約方法

町は選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、町と最優秀提案者の協議により最終的に決定することとする。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、宇多津町個人情報保護条例（平成17年条例第3号）、宇多津町個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第5号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 業務の継続が困難となった場合の措置について

宇多津町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、宇多津町は契約の取消しができる。この場合、宇多津町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、宇多津町及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供することとする。

9. 問い合わせ先

宇多津町まちづくり課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL 0877-49-8009

FAX 0877-49-0515

e-mail machi@town.utazu.kagawa.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び審査基準表

評価項目	配点	審査の基準	採点欄					備考
			特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	
業務実績	5	同種業務実績があるか 5件以上：5、4件：4、3件：3、2件：2、1件：1	5	4	3	2	1	
	5	同種業務実績があるか 5件以上：5、4件：4、3件：3、2件：2、1件：1	5	4	3	2	1	
見積価格	5	見積価格は適正か 配点×(全企画中最低価格)/(当該提案価格)	5点満点					
スケジュール	5	業務完了に至るまでの過程が適切で明確に示されているか	5	4	3	2	1	
実施体制	5	効果的な情報発信のためのチーム編成が明確に示されているか	5	4	3	2	1	
企画提案	10	本業務実施に関する理解・知識が十分にあるか	10	8	6	4	2	
	10	全国的な動向・趣向を把握し、本町の情報発信に活かそうとしているか	10	8	6	4	2	
	10	認知度の拡大や話題性の向上につながる提案となっているか	10	8	6	4	2	
	10	宇多津町の特性を捉え、その要素を十分に情報発信しているか	10	8	6	4	2	
	10	ノウハウや経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込まれる提案か	10	8	6	4	2	
	10	映像等による広告のほかに今後につながる継続的・効果的なプロモーション手法の提案があるか	10	8	6	4	2	
	10	提案の相乗効果・成果指標の設定について妥当なものとなっているか	10	8	6	4	2	
プレゼンテーション	5	提案内容を明確に説明し、選考委員会の質問に対する確に回答しているか	5	4	3	2	1	
参加者名称 _____							/100点	
審査委員氏名 _____								

※ 見積価格については、委託業務を円滑・適正に実施するのに必要な経費が、必要な額だけ計上され、見積価格が上限額以下となっていること。

※ 算式による配点の小数点未満の端数は切り捨てとする。